

がん原性指針と有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則との関係

1 有機溶剤関係

がん原性指針対象物質のうち労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）別表第 6 の 2 の有機溶剤（以下単に「有機溶剤」という。）に該当するもの（以下「有機則対象物質」という。）について、がん原性指針に規定する措置と有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）の適用関係は次のとおり。

有機則対象物質の単一成分の含有量	有機則対象物質の単一成分の含有量と有機則対象物質以外の有機溶剤の含有量	有機溶剤業務 (有機則第 1 条第 6 号イ～フに掲げるものをいう。 以下同じ。)	有機溶剤業務以外の業務
1%超	5%超	有機則対象範囲 ※ 1	がん原性指針対象範囲
	5%以下		
1%以下	5%超	有機則対象範囲	—
	5%以下	—	—

※ 1 有機則の適用があり、がん原性指針のうち 3 (1)、4 (1)、5、6、7 (1) が適用される。※ 1 以外の範囲は有機則の適用はなく、がん原性指針のうち 3 (4)、4 (3)、5、6、7 (1) が適用される。

2 パラーニトロクロロベンゼン関係

がん原性指針対象物質のうちパラーニトロクロロベンゼンについて、がん原性指針に規定する措置と特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）の適用関係は次のとおり。

パラーニトロクロロベンゼンの含有量	製造し、又は取り扱う業務
5%超	特化則対象範囲 ※ 2
1%超	がん原性指針対象範囲
1%以下	—

※ 2 特化則の適用があり、がん原性指針のうち 3 (2)、4 (1)、5、6、7 (1) が適用される。※ 2 以外の範囲は特化則の適用はなく、がん原性指針のうち 3 (4)、4 (3)、5、6、7 (1) が適用される。

3 エチルベンゼンほか 12 物質関係

(1) がん原性指針対象物質のうちDDVPについて、がん原性指針に規定する措置と特化則の適用関係は次のとおり。

DDVPの含有量	成形、加工又は包装の業務	成形、加工又は包装の業務 以外の業務
1%超	特化則対象範囲	がん原性指針対象範囲 ※3
1%以下	—	—

※3 がん原性指針のうち、3(3)、4(2)、5、6、7(1)が適用される。

(2) がん原性指針対象物質のうちエチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン（以下「エチルベンゼンほか 11 物質」という。）について、当該指針に規定する措置と特化則等の適用関係は次のとおり。

エチルベンゼン ほか 11 物質の単 一成分の含有量	エチルベンゼン ほか 11 物質、エ チルベンゼンほ か 11 物質以外の 特別有機溶剤 (※4) 及び有 機溶剤の含有量	特別有機溶剤業務 ※5	特別有機溶剤業務以外 の業務（エチルベンゼン を含有する製剤その他 の物に係るガソリンス タンド等取扱業務を除 く。(※6)）
1%超	5%超	特化則対象範囲	がん原性指針対象範囲
	5%以下	—	※8
1%以下	5%超	一部有機則対象範囲 ※7	—
	5%以下	—	—

※4 特化則第2条第1項第3号の2に定めるものをいう。

※5 特別有機溶剤業務とは、エチルベンゼンにあつては「塗装業務」、1,2-ジクロロプロパンにあつては「洗浄・払拭の業務」、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトンにあつては「有機溶剤業務」を指す。

※6 当該業務においてエチルベンゼンを取り扱う場合には、エチルベンゼンの含有量が1%を超える場合であってもがん原性指針の対象とはならないこと。一方、当該業務においてエチルベンゼン以外のがん原性指針対象物質を取り扱う場合には、当該指針対象物質に着目した指導が必要であることから、当該指針の対象となる可能性があること。

※7 有機溶剤のみで含有量が5%を超える場合は、特化則ではなく、有機則の適用となる。

(例1) 有機溶剤6% + 特別有機溶剤0.8% → 有機則の適用

(例2) 有機溶剤4.5% + 特別有機溶剤0.8% → 特化則の適用

※8 がん原性指針のうち、3(3)、4(2)、5、6、7(1)が適用される。

4 その他の物質関係

がん原性指針対象物質のうち上記1～3に掲げる物質以外の物質について、がん原性指針に規定する措置の適用関係は次のとおり。

その他の物質の含有量	製造し、又は取り扱う業務
1%超	がん原性指針対象範囲 ※9
1%以下	—

※9 がん原性指針のうち、3(4)、4(3)、5、6、7(2)又は(3)が適用される。

